

令和6・7年度一般（指名）競争入札参加資格審査申請要項（建設工事）

令和6・7年度に春日市が発注する建設工事の請負に係る競争入札に参加を希望する事業者は、この要項に従って申請してください。

これは追加申請となりますので、既に令和6・7年度の競争入札参加資格又は少額契約登録の認定を受けている事業者は、次に掲げる場合を除き、申請できません。

- (1) 他の業種区分（建設コンサルタント又は物品・役務）で認定を受けたが、建設工事では認定を受けていない場合
- (2) 少額契約登録の認定を受けたが、競争入札参加資格の認定への切替を希望する場合

1 競争入札参加資格の有効期間

資格認定日（申請受付日の翌々月1日）から令和8年3月31日まで

2 競争入札参加資格要件

次の各項目に該当する者は、競争入札参加資格の認定ができません。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者
- 2 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- 3 建設業法第27条の23第1項の規定に基づく経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- 4 社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）に事業主として加入していない者（法令により適用が除外されているものを除く。）
- 5 経営事項審査の審査基準日において、過去1年（12月）以上の営業経歴を有しない者（合併、権利承継等を除く。）
- 6 申請書及び添付書類に故意に虚偽の記載をした者
- 7 市町村税又は消費税及び地方消費税を滞納している者
- 8 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 9 暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員である者
- 10 令和6・7年度競争入札参加資格の取消しをされた者（自ら申し出た者を含む。）

※ 項目4について

建設業の持続的な発展に必要な人材確保を図るため、事業主が社会保険へ加入していることを要件とします。

社会保険の加入状況については、経営規模等評価結果通知書により確認します。「その他の審査項目（社会性等）」中の「雇用保険」、「健康保険」、「厚生年金保険」の数値等の全てについて「有」又は「免除」であれば要件を満たします。

一つでも「無」がある場合は、当該社会保険の加入手続を行い、保険料の払込みが確認できる資料（領収書の写し等）を提出してください。

※ 項目9について

春日市暴力団排除条例（平成22年条例第2号）第6条の規定に基づき、暴力団又は暴力団員でないことの確認のため、警察に照会します。

3 申請

- (1) 提出書類 「5 申請書類」を参照の上、必要な書類を提出してください。
- (2) 申請期間 令和6年6月3日（月）から令和7年10月31日（金）まで
（最終日の消印有効）
- (3) 提出方法 申請書類は、郵送（一部はメール送信）で提出してください。
※ 郵送は、郵便局による郵便又は総務省の認可を受けた一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者が行う信書便により行ってください。
- (4) 提出先 〒816-8501 福岡県春日市原町3丁目1番地5
春日市経営企画部財政課契約担当
メールアドレス nyusatsu@city.kasuga.fukuoka.jp
- (5) 注意事項
 - ・ 封筒表面に、朱書きで「登録申請」と明記してください。
 - ・ メールの件名は、「登録申請（工事）会社名」としてください。（支店等名は不要）
例：株式会社かすがくん 春日支店 → 「登録申請（工事）株式会社かすがくん」
 - ※ 複数の業種で登録する場合、かっこ内を（〇〇・〇〇）のようにしてください。
 - ・ メールの受信確認の返信は行いません。受信確認が必要な場合は、送信の際に開封確認要求を設定するなどの対応をしてください。
 - ・ メールのパスワードは、極力設定しないでください。社内規定等により設定しなければならない場合は、必ずパスワードを別途通知してください。
 - ・ メールでの提出ができない場合は、CD-R又はDVD-Rにデータを入れて提出してください。

4 競争入札参加資格の認定及び公表

審査の結果、競争入札参加資格を有すると認められた者は、春日市財務規則（平成5年規則第8号）第67条第3項及び第73条に規定する有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載し、資格認定日以後に春日市役所行政棟1階情報公開コーナー及び春日市ウェブサイトにて公開します。資格認定の通知は行いませんので、審査結果については、申請者において有資格者名簿により確認してください。

5 申請書類

「6 書類作成の手引き」に従って次の書類を作成してください。

【申請書類一覧表】 ○：必ず提出 △：該当する場合提出

説明 番号	申請書類	様式等	提出の要否	
			法人	個人
—	書類確認表	様式1	○	○
—	地域貢献追加書類確認表 (県内に本店のある事業者のみ)	様式1-2	△	△

1	一般（指名）競争入札参加資格審査申請書兼誓約書	様式 2	○	○
2	印鑑証明書	写し可	○	○
3	使用印鑑届	様式 3	△	△
4	登記事項証明書（商業登記簿謄本）	写し可	○	—
5	役員名簿	様式 4 データ提出	○	—
6	委任状	様式 5	△	△
7	市町村税の滞納のない証明書	写し可	○	○
	消費税及び地方消費税の滞納のない証明書	写し可	○	○
	納付状況調査承諾書（市内業者のみ）	様式 6	△	△
8	官公需適格組合証明書	写し	△	—
9	経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書	写し	○	○
10	建設業者・宅建業者等企業情報検索システム（国土交通省）画面の写し	国土交通省のウェブサイトで検索したもの	○	○
11	地域貢献活動（保護観察対象者等雇用）評価申請書	様式 8	△	△
	障害者雇用状況報告書	写し	△	△
	就業規則（育児休業制度の規定）等	写し	△	△
12	業者カード	様式 9-1、9-2 郵送かつデータ提出	○	○
13	受領確認用郵便はがき	郵便はがき 1 枚	△	△
—	クリアホルダー（A4 青色 1 枚）	メーカー・型番不問	○	○

※ 技術者名簿の提出は、不要とします。

※ 「データ提出」とあるものは、メールにより送信してください。（「3 申請」を参照）

6 書類作成の手引き

- ◇ 各種証明書は、交付日から 3 か月以内のものを提出してください。
- ◇ 申請書類は、原則としてパソコンで入力して作成してください。手書きする場合は、黒のボールペン又は黒のインクペン（いわゆる「消せるボールペン」は使用不可。ゴム印は使用可。）で記入してください。
- ◇ 書類確認表（様式 1）に申請書類の作成者の氏名等を記入してください。行政書士が書類を作成した場合は、行政書士の氏名等を記入してください。

1 一般（指名）競争入札参加資格審査申請書兼誓約書（様式 2）

- (1) 建設工事に係る申請は、1 社につき 1 件に限ります。申請に当たっては、支店、事業部門間等で調整し、二重登録とならないよう注意してください。
- (2) 申請者は、法人にあっては代表者、個人にあっては事業主に限ります。

(3) 法人は、本店所在地、商号、代表者資格（役職等）及び代表者氏名（すべて登記事項証明書上のもの）を記入し、登記印鑑（実印）を押印してください。

個人は、営業の本拠地、商号又は名称及び事業主名を記入し、実印を押印してください。

(4) 暴力団又は暴力団員でないこと、その確認を市が警察へ照会することを承諾すること等についての誓約書を兼ねています。

(5) 申請する業種を○で囲んでください。複数の業種を申請する場合は、該当する業種すべてを○で囲んでください。

2 印鑑証明書（写し可）

交付日から3か月以内のものを提出してください。

3 使用印鑑届（様式3）

使用印鑑とは、春日市との間において行う入札、契約締結、代金請求等（以下「契約関係事務」という。）の行為に使用する印鑑のことをいいます。

(1) 使用印鑑に実印を使用する場合は、使用印鑑届は不要です。

(2) 使用印鑑に実印以外を使用する場合は、使用印鑑届を提出してください。契約関係事務を行う事業所として支店等を登録する場合は、必ず必要となります。

(3) 法人の場合は、会社の印鑑ではなく、代表者（支店登録の場合は、登録する事業所の支店長等）の印鑑を使用してください。

※ 印鑑の例（社名は架空のものです。）

代表者の印鑑 (使用可)	会社の印鑑 (使用不可)
 <p>代表者となる者の役職名が入っているもの</p>	

4 登記事項証明書（商業登記簿謄本）（写し可）※法人のみ

交付日から3か月以内のもの（現在事項、履歴事項のいずれでも可）で、提出日現在の情報と相違ないものを提出してください。

5 役員名簿（様式4）※法人のみ

(1) 様式4は、後述の「12 業者カード」と同じエクセルファイルの中にあります。

(2) 登記事項証明書に記載されている役員（監査役を除く。）について記入してください。

(3) 提出日現在の役員を記入してください。

(4) メールによりデータを提出してください。郵送は不要です。

6 委任状（様式5-1）

本店の代表者以外の者が見積りや契約関係事務を行う場合は、それらの権限を当該代表者から委任するための委任状が必要です。

- (1) 委任状は、代理人の欄（様式上部）に受任者（支店長等）の記名押印（使用印）、委任者の欄（様式下部）にと委任者（本店代表者）の記名押印（実印）を行ってください。いずれかの記名押印がない場合は、無効となります。
- (2) 受任者と委任者の書き間違いに十分注意してください。
- (3) 建設業許可申請において届出のない支店等の支店長等に対しては、当該委任をすることはできません。（建設業法第3条第1項及び建設業法施行令第1条）

7 税の滞納のない証明書（写し可）

交付日から3か月以内の次の証明書をそれぞれ提出してください。

A 市町村税の滞納がない証明書

- (1) 市町村税を現在滞納していない証明書（市町村により名称が異なる。）又は各市町村税の納税証明書（直近1年度分）を提出してください。

ここでいう市町村税とは、市町村（東京都特別区等を含む。）から課される全ての税のことです。市町村民税だけでなく、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税その他の市町村で課される全ての税（※）について滞納がないことを証明する必要があります。

（※）東京都特別区にあつては、法人住民税（特別区民税分を含む。）、固定資産税のほか、区又は都から課される税のうち市町村における市町村税に相当する税

- (2) 事業所が所在する市区町村が発行する証明書を提出してください。
 - ※ 支店等において契約関係事務を行う場合は、本店ではなく当該支店等が所在する市区町村の証明書となりますので注意してください。
 - ※ 支店開設の直後である等の理由により支店等の証明書が提出できない場合は、本店の証明書を提出してください。この場合、本店の証明書にメモ書き等でその旨を記載してください。
- (3) 契約関係事務を行う事業所の所在地が春日市内の場合は、春日市税に関する納付状況調査承諾書（様式6）の提出に代えることができます。

B 消費税及び地方消費税の滞納がない証明書

- (1) 国税庁が発行する消費税及び地方消費税の未納がない証明書（納税証明書その3、その3の2又はその3の3のいずれか）を提出してください。
- (2) 納税義務がない事業者も提出してください。
- (3) 本店所在地の所轄の税務署から交付を受けてください。
- (4) e-Tax（Web版）を利用して取得した電子納税証明書（PDFファイル）を印刷したものの提出も可とします。この場合は、証明書の発行日に注意してください。

8 官公需適格組合証明書の写し

経済産業局長が発行する官公需適格組合の証明を受けている事業協同組合である場合は、当該証明書の写しを提出してください。

9 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

- (1) 国土交通大臣又は委任都道府県知事が発行した通知書（総合評定値（P）の数値の記載があるもの）の写し（A4サイズ）を提出してください。
- (2) 審査基準日から1年7か月の間にあるものを提出してください。

(3) 営業年数が0年となっている場合は、1年以上の営業経歴を証明できる書類を提出してください（登記事項証明書の写し、工事実績が分かる書類等）。

※ この申請後も、経審の更新があった場合は、随時写しを提出してください。総合点数等の変更を行います。

10 建設業者・宅建業者等企業情報検索システム（国土交通省）画面の写し

(1) インターネットブラウザで「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」を表示してください。

アドレス <https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuKensaku.do?outPutKbn=1>

(2) システムの画面に社名等の必要事項を入力し、検索してください。

(3) 検索結果の画面を印刷し、登録する事業所をマーカー等で明示したものを提出してください。

11 地域貢献に係る追加書類 ※福岡県内に本店を有する事業者のみ

春日市工事請負業者の資格を定める総合点数の算定要領（平成8年告示第66号）に基づき、総合点数のうち主観点数に地域貢献活動に係る評価点数が加算されます。福岡県内に本店を有する事業者であって次に該当する場合は、当該事項を証明する資料を提出してください。

A 協力雇用主として保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用した者又は雇用している者

(1) 地域貢献活動（保護観察対象者等雇用）評価申請書（様式8）を提出してください。

※ 福岡保護観察所による確認印が必要です。

(2) 審査基準日時点で雇用期間3か月を満たしていなくとも、引き続き雇用を継続する見込みがあるときは申請を認める場合もありますので、事前に市に相談してください。

B 障害者の法定雇用率を達成している者

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条に基づく法定雇用率（2.3%）を達成している者（常時雇用労働者が43.5人未満の事業所の場合は、1人以上雇用している者）が対象となります。

(1) 常時雇用労働者数が43.5人以上の事業所

ア 申請日直近の6月1日における公共職業安定所の受付印がある障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。

イ 電子申請している事業者は、申請した障害者雇用状況報告書に併せ、申請データの処理状況確認により「手続終了」となったことが確認できるものを提出してください。

(2) 常時雇用労働者が43.5人未満の事業所

申請時の資料の提出は不要です。ただし、市が調査のため提出を求めた場合は、1名分の障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）の写し及び健康保険証などの常勤性が確認できるものの写しを提出してください。

C 就業規則において育児休業制度を規定している者

(1) 労働基準監督署の受理印がある就業規則の写しを提出してください。

※ 常時雇用者数が9人以下の事業所にあつては、労働基準監督署の受理印がないもので

も可とします。

- (2) 就業規則のページ数が多い場合は、表紙、目次及び育児休業制度が掲載されたページのみの提出も可とします。
- (3) 福岡県から「子育て応援宣言登録証」の発行を受けている場合は、その写しを就業規則の写しに代えて提出することができます。

12 業者カード（様式9-1、様式9-2）

様式データに同梱している「入力要領と例）業者カード（工事R6-7）.xlsx」の説明に沿って作成してください。

- (1) データファイル名を「（工事）社名」としてください。
※ 支店名等は不要。空白は入れないこと。
- (2) 様式の変更（行の追加や削除、セルの結合や分割など）はしないでください。
- (3) データ形式（.xlsx）の変更はしないでください。ただし、保存する際の互換性の都合等によりデータ形式を「.xls」とすることは問題ありません。
- (4) 入力に当たっては、別添の記載例を確認してください。
- (5) 希望種目は、「別表1 希望種目区分表（建設工事）」の大分類種目から3つまで申請することができます。また、小分類種目は、それぞれ5つまで選択できます。
※ 登録後は、競争入札参加資格の有効期間中（令和8年3月31日まで）の「種目」や「希望順位」の追加及び変更はできません。
- (6) 企業区分は、別紙「中小企業者の範囲」を参照して選択してください。
- (7) 「建設コンサルタント」区分又は「物品・役務」区分との複数登録を希望する場合には、備考欄にその旨を記入してください。例：複数登録（物品・役務）
- (8) 使用印鑑の欄には、契約関係事務において使用する印鑑（実印又は使用印鑑届による使用印）を押印してください。
- (9) 郵送及びメール送信の両方の方法により提出してください。なお、メールにより提出するデータについては、使用印鑑の欄は空白のままかまいません。
※ 様式9-1と様式9-2は、それぞれA4サイズの片面印刷で提出してください。A3サイズ1枚とする作業は不要です。

13 受領確認用郵便はがき ※受領確認の通知を希望する場合のみ

- (1) 郵便はがきを1枚提出してください。
- (2) はがきの表面に会社名及び住所を記入し、裏面には何も記載しないでください。
- (3) 申請書類の受領確認後に送付します。

7 提出

- (1) 全ての申請書類が揃っているか、再度「5 申請書類」の申請書類一覧表により確認してください。
- (2) 書類確認表（様式1）及び地域貢献追加書類確認表（様式1-2。該当がある場合のみ）を作成してください。
- (3) 書類確認表のと通りの順に並べ、クリアホルダー（青色・A4サイズ）に一式を入れて提出してください。

クリアホルダー見本（同系色であれば可）



- (4) 業者カード（様式4及び様式9-1・9-2）のデータファイルをメールにより送信してください。この際、メール件名及びファイル名を指定の形式とするよう注意してください。

8 留意事項

- (1) 電話での受領確認は、対応できません。
- (2) メール提出分の受領確認メールは、ありません。
- (3) 受領した書類は、返却しません。
- (4) 申請書類の控えは、必ず保管しておいてください。
- (5) 競争入札参加資格が認定されても、指名競争入札において必ずしも指名があるとは限りません。

9 問合せ先

春日市経営企画部財政課契約担当

電話 092-584-1111（代表）

FAX 092-584-1145

メール nyusatsu@city.kasuga.fukuoka.jp

別表 1 希望種目区分表（建設工事）

大分類		小分類		大分類		小分類					
コード	種目	コード	種目	コード	種目	コード	種目				
101	土木工事	10	一般土木工事	116	ガラス工事	10	ガラス工事				
		20	橋梁工事			10	建物塗装工事				
		30	下水道工事（開削工事）			20	建物溶射工事				
		40	〃（シールド工法・推進工法）			30	鋼構造物塗装工事				
		50	管更生工			40	プール塗装工事				
		60	スポーツ施設工事			50	区画線設置工事				
		70	その他			60	その他				
102	建築工事	10	S、RC、SRC造建築工事	117	塗装工事	10	アスファルト防水工事				
		20	プレハブ建築工事			20	塗膜防水工事				
		30	木造建築工事			30	シート防水工事				
		40	パネル（RC、SUS、FRP）建築工事			40	注入防水工事				
		50	その他			50	その他				
103	大工工事	10	大工工事	118	防水工事	10	内装・インテリア工事（全般）				
104	左官工事	10	左官工事			20	畳・襖工事				
105	鳶・土工・コンクリート工事	10	交通安全施設工事			30	その他				
		20	法面処理工事			119	内装仕上工事	10	内装・インテリア工事（全般）		
		30	グラウト工事					20	畳・襖工事		
		40		30	その他						
		50	フェンス工事	10	プールろ過設備工事						
		60	その他	20	ポンプ設備工事						
106	石工事	10	石工事	30	昇降機設備工事						
107	屋根工事	10	屋根工事	40	塵芥機器設置工事						
108	電気工事	10	建築電気設備工事	50	立体駐車場設備工事						
		20	電気計装設備工事	60	体育遊戯施設設置工事						
		30	受変電・発電設備工事	70	その他						
		40	道路照明設備工事	121	熱絶縁工事	10	熱絶縁工事				
		50	その他	122	電気通信工事	10	放送機械設備工事				
109	管工事	10	給排水・衛生設備工事			20	電話設備工事				
		20	空調・冷暖房設備工事			30	無線電気通信設備工事				
		30	浄化槽工事			40	データ通信・情報制御設備工事				
		40	その他			50	TV共聴・電波障害防除設備工事				
110	タイル・れんが・ブロック工事	10	タイル・れんが・ブロック工事	60	その他						
111	鋼構造物工事	10	水門設置工事	123	造園工事	10	造園工事				
		20	橋梁設置工事	124	さく井工事	10	さく井工事				
		30	鋼鉄柵の製作設置工事			10	木製建具工事				
		40	その他			20	金属製建具工事				
112	鉄筋工事	10	鉄筋工事			30	シャッター・自動ドア取付工事				
		113	舗装工事	10	アスファルト舗装工事	40	その他				
				20	ブロック舗装工事	125	建具工事	10	水道施設工事		
				30	インターロッキング舗装工事			10	水道施設工事		
				40	スポーツ舗装工事			10	消火栓設備工事		
50	その他			20	火災報知設備工事						
114	しゅんせつ工事	10	しゅんせつ工事	30	避難・救助設備工事						
		115	板金工事	10	板金工事	40	非常警報設備工事				
				126	水道施設工事	10	水道施設工事	50	その他		
						10	消火栓設備工事	127	消防施設工事	10	ごみ処理施設工事
						20	火災報知設備工事			20	し尿処理施設工事
30	避難・救助設備工事					128	清掃施設工事			10	解体工事
40	非常警報設備工事	10	解体工事								
50	その他	20	し尿処理施設工事								
10	ごみ処理施設工事	10	解体工事								
20	し尿処理施設工事	10	解体工事								
129	解体工事	10	解体工事								

- 「10 建設業者・宅建業者等企業情報検索システム（国土交通省）画面の写し」の例
 ※ 例示のため、個別情報を黒塗りしています。



国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

建設業者・宅建業者等企業情報検索システム

[メニュー画面に戻る](#)

データ閲覧 > 建設業者

建設業者 | 宅地建物取引業者 | マンション管理業者 | 賃貸住宅管理業者 | 業者総括検索 HELP

建設業者 検索

商号又は名称（全角カナ検索） ※商号又は名称は株式会社・有限会社等を
 商号又は名称（漢字検索） 除いた名称で入力してください

AND条件 OR条件

許可番号 許可第 号～ 号

所在地検索指定 都道府県選択 ※本店選択メニュー
空欄時は営業所所在地も検索対象
となります。

業種指定

営業所キーワード

結果をソート | 検索結果表示 件ずつ表示

昇順 降順

(補足説明)
 「保険加入状況」は大臣許可業者を先行して掲載いたします。
 知事許可業者については準備が整い次第、掲載する予定です。
 ※保険の加入状況に係る情報は、過去の許可申請等の際に、許可行政庁において確認した結果であり、現在の加入状況を保証するものではありません。現在の加入状況については、各事業者あてご確認をお願いいたします。

検索結果：7件
1件目～10件目までを表示

▼ 検索結果 1/1

No.	許可行政庁	許可番号	商号又は名称	代表者名	営業所名	所在地
1	関東地方整備局	第[黒]号	[黒]	[黒]	[黒]	[黒]
2	関東地方整備局	第[黒]号	[黒]	[黒]	[黒]	[黒]
3	関東地方整備局	第[黒]号	[黒]	[黒]	[黒]	[黒]
4	関東地方整備局	第[黒]号	[黒]	[黒]	[黒]	[黒]
5	関東地方整備局	第[黒]号	[黒]	[黒]	[黒]	[黒]
6	関東地方整備局	第[黒]号	[黒]	[黒]	[黒]	[黒]
7	関東地方整備局	第[黒]号	[黒]	[黒]	九州営業所	福岡県福岡市

1/1 [メニュー画面に戻る](#)

Copyright© 2008-2019 MLIT Japan. All Rights Reserved.

登録する事業所を表示した画面を印刷し、該当部分をマーカー等で明示してください。

中小企業者の範囲

ここでいう中小企業者とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第2条第1項及び官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和41年政令第248号）第1条に定める、以下のものとする。

1 会社及び個人

会社にあつては、それが主として営む事業が属する業種に応じ、次表の（A）の「資本金の額又は出資の総額」又は（B）の「常時使用する従業員の数」のいずれかの要件を充足しているもの。個人にあつては、それが主として営む事業が属する業種に応じ、次表の（B）の「常時使用する従業員の数」の要件を充足しているもの。

業 種	(A) 資本金の額又は出 資の総額	(B) 常時使用する従業 員の数
ア 製造業、建設業、運輸業その他の業種 (イ～オに掲げる業種を除く。)	3億円以下	300人以下
イ 卸売業	1億円以下	100人以下
ウ サービス業	5千万円以下	100人以下
エ 小売業	5千万円以下	50人以下
オ 政令指定業種		
a. ゴム製品製造業（自動車又は航空機 用タイヤ及びチューブ製造業並びに 工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
b. ソフトウェア業又は情報処理サービ ス 業	3億円以下	300人以下
c. 旅館業	5千万円以下	200人以下

[注1] 業種について

(ア) 企業の属する業種は、その企業が主として営む事業により判定する。2種以上の事業を兼営している企業の業種については、その企業の実態を従業員数の配分、営業規模、営業収益の割合等から総合的に判断する必要がある。

(イ) 業種の区分は、「日本標準産業分類」によって行う。

(ウ) 本表ウの「サービス業」とは、「日本標準産業分類」の大分類G（情報通信業）の中分類38（放送業）及び39（情報サービス業）並びに小分類411（映像情報制作・配給業）、412（音声情報制作業）、415（広告制作業）及び416（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）、大分類K（不動産業、物品賃貸業）の中分類70（物品賃貸業）及び小分類693（駐車場業）、大分類L（学術研究、専門・技術サービス業）、大分類M（宿泊業、飲食サービス業）の中分類75（宿泊業）、大分類N（生活関連サービス業、娯楽業。ただし、小分類791（旅行業）を除く。）、大分類O（教育、学習支援業）、大分類P（医療、福祉）、大分類Q（複合サービス事業）及び大分類R（サービス業〈他に分類されないもの〉）を指し、大分

類F－電気・ガス・熱供給・水道業、J－金融業、保険業、K－不動産業、物品賃貸業（中分類70物品賃貸業及び小分類693駐車場業を除く。）に属する業種は、広義のサービス業ではあるが、これには含まれず、本表アの「その他の業種」に含まれる。

[注2] 会社について

(ア)「会社」とは、会社法（平成17年法律第86号）に規定する株式会社（既存の有限会社を含む。）、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。

(イ) 会社の「資本金の額又は出資の総額」は、会社の種類に応じ、次の基準で把握する。

株式会社・合資会社 資本金の額

合名会社・合資会社 社員の出資の総額（払込みの有無を問わない。）

[注3] 個人について

事業を営んでいない一般の個人は中小企業者に該当しない。

2 組合

ア 企業組合

イ 協同組合

ウ その他特別な法律によって設立された組合及びその連合会であって、次に掲げるものの

事業協同組合 事業協同小組合 協同組合連合会 商工組合 商工組合連合会
商店街振興組合 商店街振興組合連合会

[注1]

ウという特別の法律とは、中小企業等協同組合法（昭和37年法律第141号）を指す。

[注2]

ウに掲げる組合又はその連合会については、その直接または間接の構成員たる事業者の3分の2以上が1の中小企業者に該当するものに限る。

官公需法で中小企業者として取り扱われる者は、1の会社及び個人並びに2の組合に限られる。したがって、これら以外の者は、例えば民法に規定する公益法人、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に規定する消費生活協同組合等は含まれず、また、「みなし大企業」については中小企業基本法第3条において、「独立した中小企業者」を施策の対象とする旨が規定されていることから含まれない。

※みなし大企業の定義

ア 発行済株式の総数又は出資価額の2分の1以上が、同一の大企業の所有に属している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者